

緊急事態宣言の発令に伴う 電話対応時間の変更について

当健康保険組合事務局では、今般政府より発令された緊急事態宣言に伴い、職員の感染による業務停止防止を目的として、交互出勤を実施します。

つきましては、職員数が減少することから下記の通り電話対応時間を短縮させていただきます。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いします。

【実施期間】

2020年4月13日（月）～ 2020年5月6日（水・祝）予定※

【電話対応時間】

平日 10:00～16:00（12:00～13:00を除く）

受付時間外にはその旨をお知らせする音声アナウンスを流します。

※実施期間については新型コロナウイルスの感染状況や国の動向などをふまえ判断させていただきます。

阪急阪神健康保険組合

健保ホームページ <http://www.hankyu-hanshin-kenpo.or.jp>